

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 建設委員会資料 建設部

目 次

【報告事項】

- 1 盛土規制法に基づく基礎調査結果（規制候補区域）等について …… 1 頁
- 2 令和 6 年度道路除雪実施計画の概要について …………… 3 頁

1 盛土規制法に基づく基礎調査結果（規制候補区域）等について

[建設政策課]

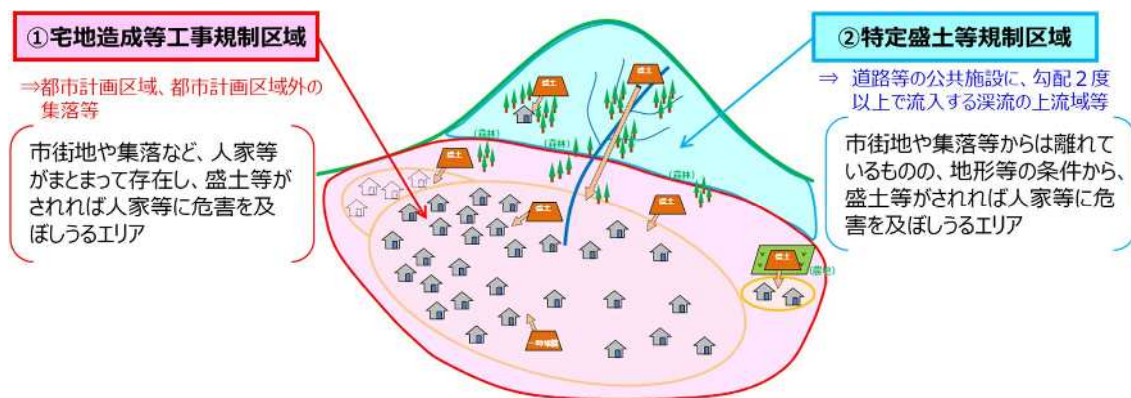
1. 概要

令和3年7月に発生した静岡県熱海市での盛土による土石流災害を契機に、国では、これまでの「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、宅地、森林、農地など土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）を令和5年5月26日に施行した。

盛土規制法では、盛土等の包括的な規制として、都道府県や政令市、中核市の長が、盛土による災害のおそれのある区域を規制区域として指定することとされている。

本市においては、令和5年度から規制区域を指定するための基礎調査に着手し、その調査結果（規制候補区域）及び今後のスケジュールを報告するもの。

▼規制区域のイメージ図（国土交通省資料を加工）



2. 規制区域の設定方針等について

盛土規制法に基づく、規制区域には、①宅地造成等工事規制区域、②特定盛土等規制区域の2区域があり、区域毎の定義や本市の設定方針は以下のとおり。

① 宅地造成等工事規制区域

【国の定義】

- ・市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼすエリア。

【本市の設定】

- ・都市計画区域全域とする。
- ・都市計画区域外の人家が50戸、50mで連たんする区域とする。

② 特定盛土等規制区域

【国の定義】

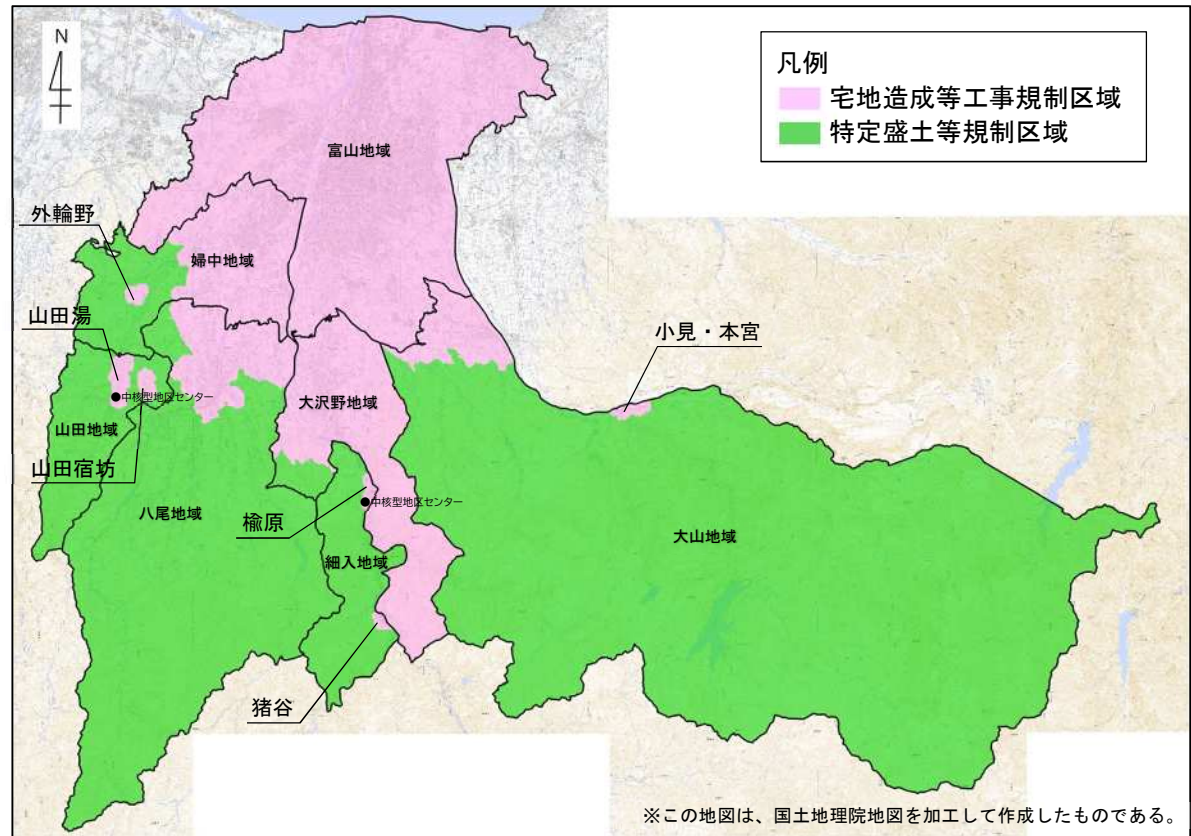
- ・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼすエリア。

【本市の設定】

- ・「①宅地造成等工事規制区域」以外の全ての区域とする。

3. 基礎調査結果（規制候補区域）について

▼規制候補区域



4. 今後のスケジュール

令和6年12月13日	基礎調査結果（規制候補区域）の公表 パブリックコメント（約1ヶ月間）
令和7年2月頃～	関係機関への周知
令和7年3月	3月市議会定例会（手数料条例の改正について附議）
令和7年5月1日（予定）	規制区域の指定、制度の運用開始

参考 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域の許可対象の違い

・土地の形質の変更（盛土・切土）の場合 例：宅地造成のための盛土・切土 等

	赤文字 宅地造成等工事規制区域	青文字 特定盛土等規制区域	(国土交通省資料)		
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

・土石の一時的な堆積（仮置き）の場合 例：土石のストックヤードにおける仮置き等

	赤文字 宅地造成等工事規制区域	青文字 特定盛土等規制区域	(国土交通省資料)
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
イメージ図			

2 令和6年度道路除雪実施計画の概要について

[道路河川管理課]

[土木事務所建設課]

(1) 目的

積雪時において、市道の除雪を実施し道路交通の確保を行い、市民生活と産業経済活動の安定を図ることを目的とする。

また、過去の経験を教訓として、より一層の除雪レベルの向上と効率的な除排雪に努めるものとする。

(2) 重点目標

- ア 効率的な除雪の推進
- イ 歩道除雪の推進
- ウ 市民との協働による除雪活動の推進
- エ 路面凍結防止対策の強化
- オ 国、県との連携強化による道路除雪の推進
- カ 除雪に関する情報の提供

(3) 除雪等の出動基準

項 目	主 な 出 動 基 準
車 道 除 雪	新降雪が10cmを超え、気象情報等から更に降雪深の増大が予想されるとき。
歩 道 除 雪	歩道上の積雪深が20cmを超えたときを標準とする。
凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になり、路面が凍結し交通障害の発生が予想されるとき。

(4) 除雪体制の切り替えの基準

- ア 大雪警報が発表された場合もしくは発表される見込みの場合など
 - ・地域主導型除雪から市主導型除雪へ切り替える。
- イ 警報級の大雪が降った場合など
 - ・幹線優先除雪へ切り替える。
 - (幹線優先除雪路線 富山駅根塚線など57路線 50.5km)

(5) 市民との協働による除雪活動について

ア 地域主導型除雪について

- ・各地域の降雪状況に応じて、地域の代表者（自治振興会長など）が、直接、除雪業者に新雪除雪の出動の要請を行う「地域主導型除雪」を富山市全域となる81地区で実施。

イ 住民への除雪機械の貸付けによる除雪活動の推進

- ・市民との協働による、きめ細かな除雪の推進を図るため、町内会等へ除雪機械の貸付けを行う。

町内会等への除雪機械貸出し台数

機械種別	台 数	昨年比
大型除雪機械（スノーローダー—0.6m ³ 級等）	192台	+4台
小型（ハンドガイド式）	197台	-23台
合 計	389台	-19台

ウ 地域の代表者などを対象に、道路除雪実施計画の見直しなどに関する説明会を毎年秋に開催（令和6年度は10月15日・16日に開催）。

エ 次年度の道路除雪実施計画の見直しに向け、地域の代表者などと除雪に関する意見交換会を毎年5月ごろに実施。（令和6年度は5月16日・17日に開催）

(6) 県や交通事業者との連携について

ア 県管理道路への応援除雪

- ・主要地方道富山港線など 14路線 41.9km

イ 県との連携除雪（県道と一連で除雪を実施する路線）

- ・県の指示（機械）による除雪 21路線 24.6km
- ・市の指示（機械）による除雪 7路線 6.4km

ウ 県管理道路との交差点除雪

- ・市道有沢29号線と主要地方道富山八尾線との交差点など
67箇所

エ 県との雪捨て場の共同利用 14箇所（市11箇所、県3箇所）

オ 大雪時における公共交通の円滑な運行確保に向けた、交通事業者との連携

- ・市と交通事業者との連絡体制や、大雪時にバス路線等を優先的に除雪する体制を整備。

(7) 情報の収集や発信について

ア 情報発信の強化

- ・地域主導型除雪と市主導型除雪の切り替えなどの情報をSNS、スマートフォンアプリなどにより発信。
- ・GPSトラッカーの導入拡大による除雪実施状況を市ホームページで公開。(今年度から市内全域において閲覧可能)

イ 大雪時における市民からの問い合わせなどに対応するため、パトロール、情報処理の体制強化を図る。

(8) 道路除雪延長及び除雪機械台数等

項目	単位	数量	備 考
車道除雪延長	km	1,847.9	
車道消雪延長	〃	675.1	町内消雪を含む
歩道除雪延長	〃	234.4	
歩道消雪延長	〃	24.2	町内消雪を含む
凍結防止剤散布 延長	〃	92.0	
市保有機械	台	451	リース機械 294 台含む
業者保有機械	〃	547	
合 計	〃	998	
委託業者数	社	339	